

大川広域行政組合消防法施行規則

〔 昭和55年 7月28日 〕
規 則 第 4 号改正 昭和56年 5月25日規則第 1号 平成15年 4月 1日規則第 3号
平成16年 3月24日規則第 1号 平成21年 2月20日規則第 1号
令和 3年 8月27日規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の施行について、必要な事項を定める。

(証票)

第2条 法第4条第2項及び第16条の5第3項に規定する消防職員が携帯する立入検査証票は、様式第1号に定めるものとする。

- 2 法第34条第2項に規定する消防職員が携帯する火災調査証票は、様式第2号に定めるものとする。
- 3 立入検査証票及び火災調査証票（以下「立入検査証票等」という。）は、法令に基づいての立入検査又は火災調査の業務を執行する消防職員に貸与する。
- 4 立入検査証票等は破損、汚損等しないよう慎重に取扱い、これを他人に貸与し、又は職務以外に使用してはならない。
- 5 立入検査証票等は、この規程の定めるところにより、消防長がこれを管理し、事務は総務課長が行うものとする。
- 6 立入検査証票等の被貸与者は、異動又は担任意務の変更があった場合は、直ちに所属長を経て立入検査証票等を消防長に返還しなければならない。
- 7 立入検査証票等を紛失し、又は盗難その他の事故が発生したときは、消防長に届出なければならない。
- 8 消防長は、前条の届出を受けたときは、直ちに管理者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(火災警報発令の条件)

第3条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報は、気象条件が次のいずれかに該当し、かつ、これを必要と認めるときに発令するものとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が35パーセント以下となり最低風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年5月25日規則第1号）

この規則は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月20日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月27日規則第9号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

4 第1条による改正前の災予防条例施行規則及び第2条による改正前の大川広域行政組合消防法施行規則並びに第3条による改正前の危険物規制規則に規定する様式において作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

表

← 9センチメートル →

第 号	消防公務之証
所 属	
階 級	
氏 名	
生年月日	
大川広域消防本部消防長	

裏

<p>1 本証は、消防職員の身分を証明するものである。</p> <p>2 本証は、消防法第4条第2項及び第16条の5第3項の規定により発行したものである。</p>

様式第2号（第2条関係）

表

第 号	火災調査証
所 属	
階 級	
氏 名	
生年月日	
大川広域消防本部消防長	

裏

消防法抜すい

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入って、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

2 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(2) 第4条第1項、第16条の3の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条の5第1項若しくは第34条第1項（第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者